

平成 29 年 2 月 13 日

学校と連携した消費者教育の推進について

岡山県消費生活センター
消費者教育コーディネーター
矢 吹 香 月

1. 消費者教育推進に関する法律

岡山県では、平成 24 年 12 月「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、基本方針が定められたことを受け、自ら考え自立した消費者を育成するために「岡山県消費者教育推進計画」（平成 26 年度～30 年度）を策定しました。この計画は、消費者教育の推進について、3 つの基本目標と 13 の重点目標を定め、期間中の重点施策として①高齢者・障害のある人を中心とした消費者教育の推進、②学校教育における消費者教育の推進を掲げています。

この計画に基づき、県民がライフステージに応じて体系的に消費者教育を受け、さらに自らの学びを社会に発信する主体となるような消費者教育を展開しています。

2. 学校における消費者教育推進の取組み

（１）体系的な教材開発「幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業」

①事業の特色

- ・平成 27 年度より消費者庁の先駆的プログラム事業として 3 年計画で実施。
- ・「教材作成研究会」（以下、「作成研究会」という。）を設置し大学教授、高校教員、幼稚園園長、金融広報委員会、県教育委員会、岡山市教育委員会をメンバーとして構成して教材内容を検討しています。
- ・消費者庁のイメージマップを基に、岡山県オリジナルの発達段階に応じた内容の教材を作成しています。
- ・小学生期、中・高校生期の教材は、DVD に授業の中心となる内容を物語仕立てでパワーポイントにして収録し、授業の展開例とワークシートと共に教諭が授業で使用しやすいように工夫しています。
- ・教材作成過程でモデル授業を実施し、幼児、児童、生徒の様子を確認しながら教材を作成しています。
- ・岡山大学法学部の学生が中心となって、中・高校生期の教材作成およびモデル授業に関与することで、学生が自らの学びを社会に発信することの重要性を自覚する仕組みにしています。また、中学・高校生は先生とは違う大学生と接することで、授業に入っていきやすく効果的に学ぶことができます。

②平成 27 年度教材

「契約」について体系的に学ぶ教材

発達段階	教材名	内容	モデル授業
幼児期	ももたのおかいもの	約束とは何かを問い、「自由」の中のルールについて	建部保育園
小学生期	オンラインゲーム	ルールを守る大切さを問い、考える問題解決学習	津山市立成名小学校
中・高校生期	契約	私的自治の原則を踏まえた未成年者契約の取消の意義について考察する学習	岡山県立 一宮高等学校

③教材の使用状況

教材名	使用した機関
ももたのおかいもの	教員対象講座・特別支援学校・非行少年更生授業 日本消費者教育学会中四国支部総会 岡山県立津山高等学校・岡山県立一宮高等学校・岡山市立甲浦幼稚園・岡山市立南方保育園他
オンラインゲーム	教員対象講座 日本公民教育学会 甲浦小学校
契約	教員対象講座 岡山県立一宮高校

④平成 28 年度教材（作成中）

<領域>消費者市民社会の構築・・・消費者の責任について考える教材

発達段階	教材名	内容	モデル授業
幼児期	ももたといぬっち	買い物の先にあるものについて学ぶ	岡山市立北公民館 (予定)
中・高校生期	どこまで売買は認められるの？	コンサートチケットの売買が法的に認められるかどうかを学び、消費者の責任を考える	ノートルダム学園 清心中学校（予定） (大森ゼミ生)

<領域>情報とメディア・・・ネットモラルについて考える教材

発達段階	教材名	内容	モデル授業
中・高校生期	写真を SNS にアップしてもいいですか？	ネットモラルについて学ぶ	早島町立早島中学校 (中村ゼミ生)

(2) 知的障がい者向け教材の開発

①事業の特色

前出の作成研究会メンバーに、特別支援学校長、岡山県手をつなぐ育成会会長をメンバーに加え教材内容を検討しています。

②教材

「毎日の生活で困ったときどうすればいいかな？」を作成し、社会生活で遭遇する可能性のあるトラブル事例を通して、対処方法を考える内容になっています。

③モデル授業の実施

岡山大学教育学部附属特別支援学校高等部生徒を対象に 45 分間で実施
原案は、岡山県立岡山瀬戸高等支援学校で社会科の時間に実施

(3) 平成 30 年度学習指導要領改訂に向けて

中央教育審議会（中教審）での次期学習指導要領等に向けて審議のまとめが公表されました。中教審では、公民科の科目構成が見直され、「公共（仮称）」を設置することが提案されました。

「公共（仮称）」では、現代社会の諸課題を、消費者の権利や責任、多様な契約等の題材を用いて、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見出すとともに、話し合いなども行い考察する学習の必要性を示しています。

また、これらの学習について教育環境の充実のために、専門家や関係機関等と円滑な連携・協働の充実が必要であると示され、関係機関として消費生活センターも挙げられています。こうした潮流を踏まえ、今後、消費生活センターと学校現場との連携の構築は益々重要になりました。

3. 今後の課題

平成 30 年度は、作成した教材を様々な機関で活用していただけるような仕組みの構築が重要となります。

また、各教材で示した活用方法は一例であり、教材を使用する教員等指導者の柔軟な発想により様々なライフステージで活用することが可能であることから、活用方法なども含めた教材の周知が課題です。

- ・教員対象講座に教員が参加しやすい方策
- ・大学での活用の促進
- ・消費者団体等での活用
- ・生産・流通関係者による活用

高校生期

中学生期

小学生期

幼児期

各期の特徴

重点領域

消費者市民社会の構築

商品等の安全

生活の管理と契約

情報とメディア

周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期

消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝えよう

持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう

支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう

安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう

支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう

契約トラブルに遭遇しない暮らしの知識を伝えよう

生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう

支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう

支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう

支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期

生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を身に付けよう

持続可能な社会を目指したライフスタイルを際せよう

消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場をひろげよう

安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣を付けよう

トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう

契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう

生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を实践しよう

情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう

情報モラルを守れる情報モラルを守れる情報社会をつくらう

消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう

主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期

消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう

自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう

身近な消費者問題に目を向けよう

危険を回避し、物を安全に使う手袋を知り、使おう

困ったことがあったら身近な人に相談しよう

物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう

物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう

消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう

自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう

消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう

様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期

おつかいや買物に好奇心を持とう

身の回りのものを大切にしよう

協力することの大切さを知ろう

くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう

困ったことがあったら身近な人に伝えよう

約束やきまりを守ろう

欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう

身の回りのさまざまな情報に気づこう

自分や家族を大切にしよう

身の回りの情報から「なぜ」がどうしてかを考えよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。